

# 令和2年度特別監察報告書

令和3年3月

国土交通省大臣官房監察官室

## 目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	7
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	8
II.	提示意見	9
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	9
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	10
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	11
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	12
(別添)	対象機関における取組状況	14
(参考 1)	令和 2 年度特別監察報告書 (概要)	
(参考 2)	高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (抄)	
(参考 3)	令和 2 年度監察基本計画	

## 第1 はじめに

平成24年10月に高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

以下、地方整備局の事務所及び内閣府沖縄総合事務局の事務所（ただし、開発建設部所管の事務所に限る。）並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部を「本局」という。

(参考)

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

#### 1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
  - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
  - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
  - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
  - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

#### 2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
  - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
  - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
  - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
  - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
  - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

#### 3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

#### 4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
  - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
  - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

#### 5. 再就職の自粛要請

#### 6. 再発防止対策の周知

## 第2 監察事項等

令和2年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

### I. 監察事項等

#### 1. 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

#### 2. 重点項目

令和2年度の特別監察は、事務所等に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項として、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

### II. 対象機関

北海道開発局	室蘭開発建設部
東北地方整備局	八戸港湾・空港整備事務所
関東地方整備局	富士川砂防事務所
中部地方整備局	静岡国道事務所、岐阜国道事務所

### III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理等）を確認
- ・ 監察終了後、後日 Web 方式にて、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

### 第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間	報告日
関東地方整備局 富士川砂防事務所	総括監察官 福田 由貴 監察官 神田 真由美 監察官 丸地 英明	11月6日	11月17日
東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所	総括監察官 福田 由貴 監察官 丸地 英明 監察官 青島 豊一	11月18日	11月30日
北海道開発局 室蘭開発建設部	総括監察官 福田 由貴 監察官 佐渡 周子 監察官 上鹿渡 啓	12月11日	12月21日
中部地方整備局 静岡国道事務所 岐阜国道事務所	総括監察官 福田 由貴 監察官 神田 真由美 監察官 丸地 英明	12月15日 及び 12月16日	12月22日

## 第4 監察結果

### I. 対象機関における取組状況

特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。

#### (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

##### ① 調査報告書における主な再発防止対策

- 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする。
- 上記研修の手法について、グループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる。
- 一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制を作る。

##### ② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員の講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の受講状況を把握し、未受講者に対しては個別に説明するなどして、全職員が講習会等を受講または受講と同等の効果の取組を実施していた。なお、期間業務職員に対しても講習会等への参加機会を確保するなどして、全職員に発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。

また、全ての事務所等において、入札契約事務に関する機密情報を多く保有し、不当な働きかけを受けやすい発注担当職員に対して、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図っていた。

全ての事務所等において、講習会等で、㉞入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、周知、認識させるものとしていた。

さらに、多くの事務所等において、講習会等で、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて、周知、認識させるものとしていた。しかし、一部の事務所等において㊶及び㊷の周知が徹底されていなかった。

## (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

- ① 調査報告書における主な再発防止対策
  - 意識改革に向けた取組
    - ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する。
    - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする。
  - 不当な働きかけに対する報告の徹底
    - ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける。

### ② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが「発注者綱紀保持規程」等によって明確化されていた。そのうえで、全ての事務所等において、事業者等との対応は、原則として、執務スペースの外のオープンな場所で複数の職員により実施していた。また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、各地方整備局等の発注者綱紀保持マニュアルに基づき、事前に所属長等の承諾を得るなどの対応をしていた。

また、全ての事務所等において、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示により周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限していた。

さらに、全ての事務所等において、地方整備局の事務所副所長及び北海道開発局の開発建設部次長（以下「副所長等」という。）室の可視化、大部屋化等を実施していた。

事業者・事業者団体に対しては、意見交換会時などに発注事務に係る綱紀保持の協力要請の資料を配布するなどして、周知を図っていた。



### (3) 機密情報管理の徹底に関する取組

- ① 調査報告書における主な再発防止対策
  - 予定価格の作成を入札書の提出後に行う。
  - 入札書と技術提案書を同時に提出させる。
  - 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
  - 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。
  - 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
  - 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする。

#### ② 対象機関における取組状況

監察の結果、多くの事務所等において、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を、担当課の分離または技術審査・評価業務を別の事務所等で行うことにより確保していた。一部の事務所等では、積算業務と技術審査・評価業務の分離について、同じ課で両方の情報を取り扱っていたが、取り扱う者は異なる者とし、技術審査・評価業務を行う際は、別室に移動して行っていた。

全ての事務所等において、発注事務に関する情報に関して、紙文書については施錠可能な書庫等に保管し、電子データについてはアクセス制限付フォルダで管理し、情報を取り扱う者以外の者が閲覧できないようにしていた。

また、全ての事務所等において、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類等を担当の監督員に手渡しやパスワード付ファイルで送付するなどし、施錠できる書庫等にて管理し、工事完了検査後に処分することとしていたが、一部の事務所等においては、確実に処分されたかを確認できる仕組みは確保されていなかった。

さらに、「発注者綱紀保持規程」等においては、「情報管理総括責任者」は、発注する工事の種類（河川改修、道路維持等）及び入札関連情報等の種類ごとに、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を「情報管理整理役職表」において指定することとされており、全ての事務所等において、「情報管理整理役職表」を作成・更新していた。

また、情報管理が適切に行われているかどうかについては、「情報管理責任者」が定期的に（少なくとも毎年度1回）点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告することとされており、全ての事務所等において、点検及び報告を行っていた。しかし、一部の事務所等においては、点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間に僅かに齟齬がみられた。

#### (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

- ① 調査報告書における主な再発防止対策
- 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する。
    - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
    - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事につき、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、順次更新していた。

なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしている、平均入札参加者が少ないなどの状況にあり、その状況を認識していた。しかしながら、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、分析方法の工夫や競争性の確保に向けたなお一層の取組を行うことが望ましい状況であった。

また、全ての事務所等において、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

## II. 提示意見

監察の結果、必要と認める事項について提示する意見は、以下のとおりである。

### (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した講習会（コンプライアンス研修、講義、講座）、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

#### 1) 全職員の講習会等の受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する講習会等の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること
- ・(本局においては管内の全事務所等を含む) 全職員の上記講習会等の受講状況を把握すること
- ・講習会未受講者がいる場合、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと
- ・発注担当職員は、入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、本局で行う担当者会議等の議題にコンプライアンスを取り上げる、事務所等でコンプライアンス・ミーティングを定期的を開催するなどして、当該職員の入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること

#### 2) 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

事務所等及び本局においては、全職員に以下の事項を重点的に伝えることに留意して、講習会等に取り組むこと。

##### ① 全ての職員に自分の身近な問題として認識させるとともに、違法行為を抑止する観点からの事項

- ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景

② 発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の抑止の観点から、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告に関する事項

- ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- ・報告は職員に課された義務であること
- ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- ・報告を怠った場合には処分があり得ること

**(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組**

事業者・OBとの接触・対応に当たっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

**1) 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底**

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、原則として、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

特に、複数の職員により対応することが困難な出張所等の少人数官署においては、事業者等との応接に当たっては、各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等において定められたルールについて、より徹底を図ること。

**2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限**

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、出入りを制限する旨を常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

**3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進**

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合において、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

### **(3) 機密情報管理の徹底に関する取組**

入札契約の適正化の観点から、機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

#### **1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保**

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

#### **2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底**

本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めること。また、その様式を踏まえ、事務所等及び本局においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。

また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書を作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

#### **3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底**

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに紙文書化せず、紙文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠できる場所にて管理し、電子データについては「情報管理整理役職表」を踏まえたアクセス制限付のフォルダで管理する等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

#### **4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底**

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分すること。

#### **5) 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底**

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われるよう、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。実効性のある点検となるよう、特に以下について留意すること。

- ・点検表は、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示すること
- ・点検時期については、その後の情報管理に生かせるよう適切に設定すること
- ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点

検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること

#### 6) 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

発注者支援業務（積算技術業務、技術審査業務）については、共通仕様書に基づき受注者の情報管理を徹底すること。なお、積算技術業務と技術審査業務の受注者が同一である場合は、受注者の情報管理状況を直接確認するなど、更なる徹底を図ることが望ましい。

### (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

#### 1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

#### 2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記1)の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

##### ① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

##### ② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアル

ルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努めること。

### ③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

### 3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

## (別添) 対象機関における取組状況

### (1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

#### (北海道開発局室蘭開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者等に対しては、個別に説明を行い、昨年度及び今年度の全職員が受講または受講と同等の効果の取組を実施していた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様にミーティングへの参加機会を確保し、全期間業務職員に発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

#### (東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、今年度は全職員が講習会等を受講していた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、全期間業務職員に発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて、㉟及び㊱は資料に盛り込み、全職員へ周知していたが、㊲及び㊳は資料に記載していなかった。



#### (関東地方整備局富士川砂防事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、昨年度は全職員が講習会等を受講していた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、全期間業務職員に発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪報告は職員に課された義務であること、㊫報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊬報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

#### (中部地方整備局静岡国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、今年度は全職員が講習会等を受講していた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、全期間業務職員に発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪報告は職員に課された義務であること、㊫報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊬報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

#### (中部地方整備局岐阜国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、今年度は全職員が講習会等を受講していた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、全期間業務職員に発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害

賠償請求、刑事処罰等がなされること、①自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、②過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

- ・ 講習会等に関し、③発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、④報告は職員に課された義務であること、⑤報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、⑥報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

## (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

### (北海道開発局室蘭建設部)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、各執務スペースの外にオープンな打合せスペースを設け、複数の職員により対応していた。オープンな場所で対応できない場合等は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 庁舎玄関や執務室入口等に、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを掲示し、各執務室入口の配席図に立入制限区域を明示して事業者等の出入り制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、発注者綱紀保持規程等について、意見交換会の場で周知・協力要請を行う外、事業者に文書を郵送等し周知していた。

### (東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、各執務室の中にオープンな接客スペースを設け、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書、設計書の作成や技術審査・評価業務を担当する課室においては、入室規制を周知する張り紙や立て看板の設置や入室規制エリアを明示した配席図の掲示により、入室制限を周知徹底していた。
- ・ 副所長室の大部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、執務室の受付カウンターに発注者綱紀保持の協力要請のチラシを置き、周知していた。

### (関東地方整備局富士川砂防事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、執務スペースと分離したオープンスペースにおいて、複数の職員により対応していた。出張所においては、現場技術員も含めた複数の人数で対応するようにし、これができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書、設計書の作成を担当する課室においては、積算中であるため入室をお断りする旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、発注事務に係る綱紀保持の取組、入札談合案件に対する厳正な対応について記載したチラシを閲覧室等に掲示し、また、工事安全対策協議会において資料を配布するなどして、周知を行っていた。

**(中部地方整備局静岡国道事務所)**

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得るとともに、受付簿に一人に対応した旨を記入することとされていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、技術審査・評価業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、定例会開催時に、中部地方整備局コンプライアンス推進計画の概要版を配布するなどして、周知及び要請を行っていた。

**(中部地方整備局岐阜国道事務所)**

- ・ 事業者等との応接に当たっては、来庁受付簿への記入を求めた上で、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書及び設計書の作成を担当する課室において、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、意見交換会時に、発注事務に係る綱紀保持の協力要請の資料を配布するなどして、周知を行っていた。

### (3) 機密情報管理の徹底に関する取組

#### (北海道開発局室蘭開発建設部)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離について、同じ課で両方の情報を取り扱っていたが、取り扱う者は異なる者とし、技術審査・評価業務を行う際は、別室に移動して行っていた。なお、来年度中を目標に、技術審査・評価業務に従事する職員に対し、技術管理課に併任発令し、審査・評価業務を行う際は、専用の別室において行うよう整備を進めているとの事であった。
- ・ 「情報管理整理役職表」について、組織改正等により変更が生じた際に更新しており、最新の更新は令和2年9月であった。
- ・ 開発建設部発注工事の入札関連情報に関して、担当事務所職員が設計図書の作成に関与している場合、「情報管理整理役職表」に「業務上取り扱う者」として当該事務所職員を記載していた。
- ・ 発注事務に関する紙文書は施錠可能なキャビネットで保管し、電子データは業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」についてはパスワードを施した上メールで送信し（送受信後メールは削除し）、「管理」については施錠可能な書庫で保管し、「処分」については工事完了検査後、主任監督員が速やかに廃棄処分することとしていたが、確実に処分されているかを確認できる仕組みは確保されていなかった。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していたが、一部の点検において、情報管理整理役職表の記載との間に僅かに齟齬が見られた。

#### (東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各担当課、技術審査業務は品質管理課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は令和2年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書は施錠可能な引き出し等で保管し、電子データは業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については本局が技術副所長にアクセス制限付きサーバ内で共有し、紙文書としたものを副所長から監督職員に

手交し、「管理」については施錠可能な書庫保管し、「処分」については、監督員から返却を受けた技術副所長が裁断処分していた。また、以上の経過を取扱い管理簿に記載し、確認することができるようにしていた。

- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していたが、一部の点検において、情報管理整理役職表の記載との間に僅かに齟齬が見られた。

#### (関東地方整備局富士川砂防事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は富士川砂防事務所、技術審査・評価業務は甲府河川国道事務所が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は令和2年4月だった。
- ・ 発注事務に関する紙文書については、施錠可能な引き出し等に保管し、電子データについては、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については本局からパスワード付ファイルによりメール送信し、その後、紙文書としたものを技術副所長から監督員に手交することとし、「管理」については施錠可能な保管庫で保管し、「処分」については、監督員が履行確認後に速やかに廃棄し、その旨を技術副所長に報告させることとしていた。なお、「処分」の確認を本局が行える仕組みにはなっていなかった。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していた。

#### (中部地方整備局静岡国道事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各担当課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は令和2年11月だった。
- ・ 発注事務に関する紙文書については、施錠可能な引き出し等に保管し、電子データについては、業務上取り扱う者以外の者がアクセスできないようパスワードが設定されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については本局から技術副所長へ手交し、「管理」については施錠可能な書庫で保管し、「処分」については技術副

所長が完了検査後速やかに処分し、その旨を本局道路工事課に報告することとしていた。監督員は、必要がある都度、技術副所長から手交により貸し出しを受け、使用後に返却し、技術副所長が貸出簿でこれを管理していた。

- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していたが、一部の点検において、情報管理整理役職表の記載との間に僅かに齟齬が見られた。

#### (中部地方整備局岐阜国道事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各担当課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は令和2年4月だった。
- ・ 発注事務に関する紙文書については、施錠可能な引き出し等に保管し、電子データについては、業務上取り扱う者以外の者がアクセスできないようパスワードが設定されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については本局から技術副所長へ手交し、「管理」については施錠可能な書庫で保管し、「処分」については技術副所長が完了検査後速やかに処分し、その旨を本局道路工事課に報告することとしていた。監督員は、必要がある都度、技術副所長から手交により貸し出しを受け、使用後に返却し、技術副所長が貸出簿でこれを管理していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していたが、一部の点検において、情報管理整理役職表の記載との間に齟齬が見られた。

#### (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

##### (北海道開発局室蘭開発建設部)

- 平成30年度、令和元年度における応札・落札状況（一般土木、予定価格（税込）4千万～2億5千万円（B・C等級相当）工事）は、  
平成30年度 年平均落札率94.1%、平均入札参加者数4.2者  
令和元年度 年平均落札率94.8%、平均入札参加者数3.1者  
であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率はやや高く、平均入札参加者数はやや少ないと認識していた。この要因としては、「①室蘭開発建設部の管轄地域は、東西に長く、道路距離で約320kmにもなり、広範なエリアに業者が点在しており、業者が現場から離れていると作業員の移動・宿泊や作業機械の運搬に係る経費も高くなり、応札率も高くなる傾向となるのではないかと、②事業者の人材確保・育成のための経費など従前になかった経費が増加していることも聞いている。経営全体をみて必要な経費を加えて競争しているため、結果的に高めの応札率・落札率になっているのではないかと、③平成30年の北海道胆振東部地震の災害復旧のため、北海道庁の発注工事も多くなっており、例年より技術者や機材が不足している。これにより、令和元年度の入札参加者数が減ったのではないかと、④港湾等工事の入札参加者数が少ない傾向にあるのは、作業船やこれを動かす人員の確保が必要なためではないかと、また、工事場所によっては現場条件が厳しいため、現場に精通している地元の業者以外は参入意欲が低くなっているのではないかと。」と考えていた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会との意見交換会において、「週休2日に対応した工期の確保をお願いしたい。」「災害時など建設業は地域の守り手であり、安定的な事業の確保をお願いしたい。」「新規技術者の採用や作業員の確保等が課題となっており、これまでなかった経費がかかっている。」との意見が出ているとのことであった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、同種要件の緩和をはじめ、技術者育成型（若手型、チャレンジ型）、施工計画重視型等の総合評価落札方式の活用のほか、一括審査方式、余裕工期制度、発注規模の大型化にも取り組んでおり、引き続き効果を見ながら取組を実施していくとのことであった。



#### (東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所)

- 平成30年度、令和元年度における応札・落札状況（港湾土木B等級工事）は、  
平成30年度 年平均落札率95.0%、平均入札参加者数1.9者  
令和元年度 年平均落札率95.2%、平均入札参加者数1.9者  
であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の港湾土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率はやや高く、平均入札参加者数は少ないと認識していた。この要因としては、「①入札参加者が少なく他者の応札行動を推測しうる状況であることが落札率の高さに影響しているかもしれない。②東日本大震災の復旧工事が終了し、これに参加していた業者が落札できなくなり、参加もしなくなっているのではないか。これらの業者は県等の他の発注機関の工事に参加、あるいは港湾専門ではないので他の土木工事に参加しているのかもしれない。」と考えていた。
- 近年の港湾土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「施工状況に合わない官積算となっていることもあるので、見直しをしてもらいたい。」「工期設定を柔軟にしてもらいたい。」等があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、企業・技術者の成績評定平均点の加算対象年の拡大を実施しており、これを継続するほか、実績を重視しないチャレンジ型の実施を検討しているとのことであった。

#### (関東地方整備局富士川砂防事務所)

- 平成30年度、令和元年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、  
平成30年度 年平均落札率94.6%、平均入札参加者数1.9者  
令和元年度 年平均落札率95.3%、平均入札参加者数2.0者  
であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、平均落札率はやや高く、入札参加者数は少ないと認識していた。この要因としては、「①砂防工事は施工環境が厳しく、平場の工事に比べ利益を出しにくいのではないか。②国土強靱化の取組の影響で他の発注機関の工事が集中し、監理技術者等の確保が困難となったのではないか。③砂防工事専門の事業者は多くなく、利益率の高い平場の工事に応札が集まっているのではないか。」と考えていた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声として、「山間部の砂防工事は災害リスクが高く、利益が上がりにくい。居住地から現場までの移動に時間を要する。地形・地質が複雑であり、施工に当たっ

て相当な技術力を要する。」、「他事業、他事務所の発注が多くあり、建設業界全体が人員不足であり、参加意欲があっても入札が難しい。」等があった。

- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- ・ 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、施工実績要件を緩和しており、本年度からは見積活用による予定価格の設定等も行っており、今後も実施していくとのことであった。

#### (中部地方整備静岡国道事務所)

- ・ 平成30年度、令和元年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、

平成30年度	年平均落札率	93.7%	平均入札参加者数	3.8者
令和元年度	年平均落札率	96.2%	平均入札参加者数	3.9者

であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、平均落札率はやや高く、令和元年度は特に上昇しており、平均入札参加者数はやや少ないと認識していた。この要因としては、「①下請費用が高コストとなっていること、他の発注機関の工事も増加していることから、落札率が高くなってきているかもしれない。②静岡県内で土木を学べる大学が少なく、人材が少ないため、事業者の受注体力が乏しいのではないかと。③静岡県は東西に長く、県内の各圏域がそれぞれある程度の規模であり、別の圏域の工事に参加しようとする業者が少ない。④有資格者であっても、県や市の工事で受注量を確保している事業者は国の工事に慣れておらず参加しようとしのではないかと。」と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声として、「高齢化と人手不足が進行しているから、発注者も若手育成を支援して欲しい。」、「一般土木工事件数が全体として増加している一方で技術者が不足しているため、発注時期の平準化やフレックス工期の設定をして欲しい。」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- ・ 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、同種及び類似工事の要件緩和や特例監理技術者の兼務の適用、発注規模の大型化を実施しており、今後も引き続き効果を見ながら実施していくとのことであった。

(中部地方整備局岐阜国道事務所)

- 平成30年度、令和元年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、  
平成30年度 年平均落札率95.1%、平均入札参加者数8.2者  
令和元年度 年平均落札率96.5%、平均入札参加者数5.6者  
であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率が高めであると認識しており、この要因としては、「当事務所の工事発注が多いことに加え、周辺の他機関の工事発注も多いため、業者も入札金額を下げても、工事を受注する必要がないのではないか。」と考えていた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「高齢化や人手不足による若手育成が課題である。」、「地元根深く根付いている企業は地元の人材活用や地道な地域貢献活動を継続しており、地元企業が受注しやすい環境を整えてほしい。」等があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- 入札の競争性を高めるための取組については、現段階では入札参加者数は十分確保できているが、今後入札参加者数の確保が難しくなった場合には、企業能力評価型の活用や地域維持型建設共同企業体の活用を検討していきたいとのことであった。

# 令和2年度特別監察報告書(概要)

---

令和3年3月

国土交通省大臣官房監察官室

# 令和2年度 特別監察の概要

## 趣旨

事務所等における入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導により抜き打ちでその実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

## 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

## 重点項目

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

## 実施日・ 対象機関

### 事務所等5か所

11/6	関東地方整備局	富士川砂防事務所
11/18	東北地方整備局	八戸港湾・空港整備事務所
12/11	北海道開発局	室蘭開発建設部
12/15-16	中部地方整備局	静岡国道事務所、岐阜国道事務所

※年平均落札率等に着目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(平成25年3月14日) (抄)

## 第6章 再発防止対策

### 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

#### (3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

# (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

## 1. 報告（概要）

### 【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 入札談合等関与行為の違法性を十分に認識させる研修の実施
- 研修の手法として、グループ討議方式等を積極的に採用
- 職員が繰り返し倫理研修を受ける体制作り

### 【取組状況】

- 職員の講習会等の受講状況を把握し、未受講者に対しては個別説明を行うなどして、全職員が受講または受講と同等の効果の取組を実施していた。
- 講習会等に関し、入札談合等に関与した場合厳正な懲戒処分等がなされること等について周知していた。
- 講習会等に関し、一部の事務所等において、同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても発注者綱紀保持規程違反となること等について、周知が徹底されていなかった。

## 2. 主な提示意見

- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること
  - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
  - ・全職員の受講状況を把握すること
  - ・講習会未受講者がいる場合には、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと
  - ・発注担当職員は入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすいことを踏まえ、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること
- 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること
  - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
  - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
  - ・外部からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること 等

## (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

### 1. 報告（概要）

#### 【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事業者との接触ルールの明確化・徹底
- 副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者とオープンな接客室で対応
- 事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告を義務付け

#### 【取組状況】

- 事業者との応接ルートを明確化し、事業者との対応は原則としてオープンな場所で複数の職員により実施していた
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、事業者等の自由な出入りを制限していた
- 副所長等室の可視化、大部屋化等を実施していた

### 2. 主な提示意見

- 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、執務スペースの外に、オープンな接客室等をして、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること
- 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること  
本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと

### (3) 機密情報管理の徹底に関する取組

#### 1. 報告 (概要)

##### 【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- 機密情報の管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化
- 電子データで保管する場合、技術的セキュリティを強化

##### 【取組状況】

- 一部の事務所等では、積算業務と技術審査・評価業務の分離について、同じ課で両方の情報を取り扱っていたが、取り扱う者は異なる者とし、技術審査・評価業務を行う際は、別室に移動して行っていた
- 一部の事務所等では、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、確実に処分されたかを確認できる仕組みは確保されていなかった
- 一部の事務所等では、点検結果報告書の記載と情報管理整理役職表の記載との間に僅かに齟齬が見られた

#### 2. 主な提示意見

- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること
- 誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、本局においては、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めるとともに、事務所等及び本局においては、適切に更新すること
- 発注事務に関する書類等について、紙文書化したものは施錠できる場所で管理し、電子データについては「情報管理整理役職表」を踏まえアクセス制限をかけて管理すること
- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないように、書類等を適切に送付、管理し、確実に処分すること
- 事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を、実効性のある点検となるよう以下の点に留意し適切に行うこと
  - ・ 「情報管理総括責任者」は、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて、指導・助言すること 等



## (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

### 1. 報告（概要）

#### 【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事務所ごとに以下の事項をホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化
  - ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率、事業者別年間受注額及び受注割合

#### 【取組状況】

- 応札・落札状況について、一定の分析を行い、公表もしていた
- 平均落札率が高止まりしている等の状況がみられ、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためにはなお一層の取組が必要な状況であった
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、事務処理手続を定めた規定に基づき適切に運用していた

### 2. 主な提示意見

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること

高知県内における入札談合事案に関する  
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

## 第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

### 1 コンプライアンス推進の強化

#### (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

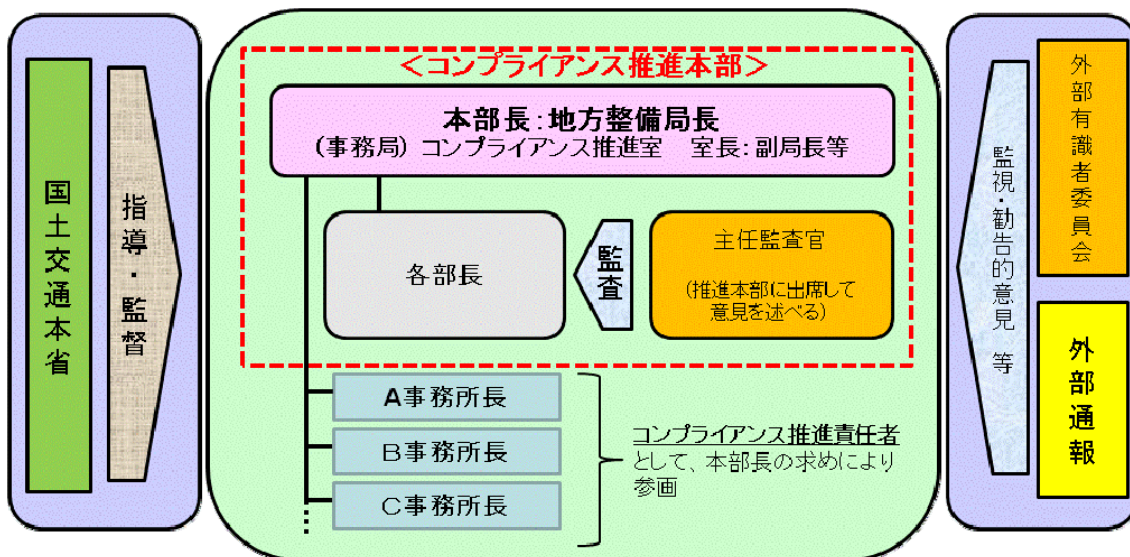
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

#### (2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



### (3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

### (4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

#### (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

#### (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

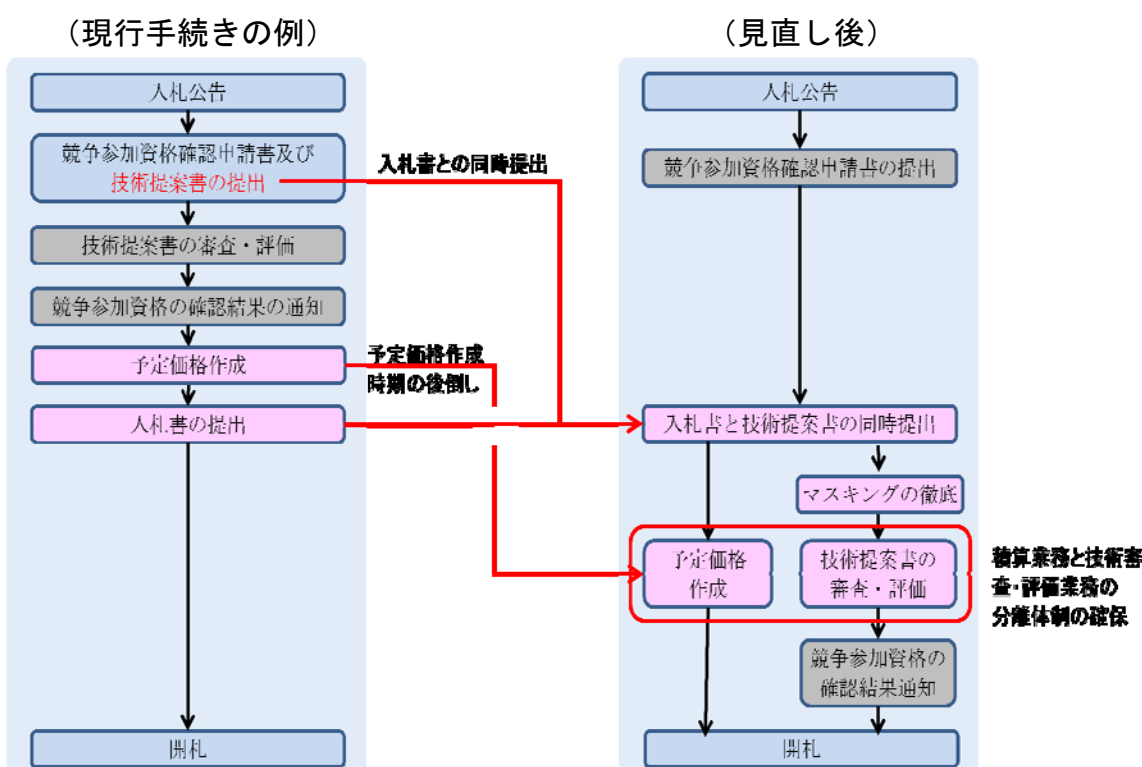
## 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

### (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



## (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

## (3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

### 3 ペナルティの強化

#### (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

#### (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

### 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

#### (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。



## 6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

## 7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

## 令和2年度 監察基本計画

### 1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推奨及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであり、令和2年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

#### (1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、令和2年度においては、以下の取組について実施する。

##### 1) 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日）」が決定された。

国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（平成27年1月29日）」を策定し、令和2年度末までに達成すべき目標値を定め、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

このため、働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組の状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、地方整備局等において、働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組について、監察を実施する。

##### 2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの確保は、組織全体に対する社会的な信用を維持することにつながるのみならず、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する以下の取組について、監察を実施する。

##### ① 入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組につい

ては、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進しているところであるが、ひとたび不祥事が発生すると、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となる。

このような状況下で国民の信頼を回復するために、組織全体において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、継続的に検証することが必要不可欠である。

以上から、地方整備局等において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

なお、平成30年度から入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底に向け、本省と地方整備局等が連携して統一的な取組を進めている。

## ② 許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

地方運輸局等においては、交通・運輸事業の許認可及び監査、自動車の検査登録等に係る事務（以下、「許認可事務等」という。）を多く担っている。特に、自動車の検査登録事務等においては多くの個人情報保有していることから、その適切な管理が強く求められている。

一方、過去には度々個人情報の漏洩や個人情報の不適切な管理が問題となった事案や航空法に基づく許認可等の手続きについて、多くの不適正な業務処理が行われていたことが明らかになった。

以上から、地方運輸局において、許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、許認可事務等に係る適正性の確保や個人情報管理を中心に監察を実施する。

## ③ コンプライアンスに関する広聴等の取組状況

国土交通行政に対する国民の信頼を確保しつつ、事務の適切な運営を図るためには、職員のコンプライアンス意識の徹底とともに、コンプライアンスに関する通報・情報等及び行政相談等を広く聴取する体制を確保し、得られた情報を必要に応じて適切に事務に反映させることが求められる。

以上から、コンプライアンスに関する通報・情報等及び行政相談等への対応状況について監察を実施する。

## (2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、令和2年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

## 2. 監察事項、対象機関及び実施期間

### (1) 監察事項

#### 1) 定期監察

- 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組

#### 2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

### (2) 対象機関

#### 1) 定期監察

地方整備局（東北、関東、中部、中国）  
地方運輸局（東北、関東、中部、中国）  
国土技術政策総合研究所  
内閣府沖縄総合事務局

#### 2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

### (3) 実施期間

#### 1) 定期監察

第1～3四半期

#### 2) 特別監察

年度内において随時実施

## 3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上